

# 新たに令和6年度住民税「非課税」または「均等割のみ課税」となった世帯を対象 物価高騰対応重点支援給付金(10万円/1世帯)のご案内

長岡市は、物価高による生活を支援するため、国の交付金事業により、  
物価高騰対応重点支援給付金として、次の全てに該当する世帯を対象とし、  
1世帯当たり10万円を世帯主に支給します。

- ① 令和6年6月3日（基準日）時点で長岡市の住民基本台帳に記録されている。
  - ② 令和5年度の住民税の課税状況に基づく同様な給付金の対象となっていない、  
および、当該給付金の対象世帯の世帯主だった方がいない。  
(給付金の対象とは、辞退等の理由で未受給であった場合も含みます)
  - ③ 世帯全員の令和6年度の住民税が「非課税」または「均等割のみ課税」となっている。  
(世帯内に令和6年度の住民税「所得割（定額減税前）」を課されている方がいない)
- ※ ただし、下記のいずれかに該当する場合は対象外です。

世帯全員が令和6年度の住民税課税者に扶養されている世帯

租税条約による免除の適用の届出によって、令和6年度住民税所得割が課されていない方がいる世帯（ただし、免除が適用されている方で、収入等が住民税の非課税相当または均等割のみ課税相当であれば、支給対象になります）

令和6年度の住民税の課税状況に基づく、他の市区町村の同様な給付金の対象となっていた世帯、  
または、当該世帯の世帯主だった方がいる世帯

## 手続き 市から届く「支給のお知らせ」または支給要件「確認書」をご覧ください

本給付金の支給対象に該当すると思われる世帯の世帯主に、  
ご案内の書類を7月30日から順次、郵便でお送りしています。

世帯主名義の公金受取口座等を登録されている方

► 「支給のお知らせ」をお送りしています。

「支給のお知らせ」

「支給口座」欄に  
口座情報を  
記載しています

公金受取口座

なし

あり

児童手当支給口座

なし

あり

生活保護費支給口座

世帯主名義の公金受取口座等を登録されていない方

► 支給要件「確認書」をお送りしています。

支給要件「確認書」

表面

「支給口座」欄は  
原則、空欄です

確認欄、【受取口座記入欄】などを記入

裏面

「貼り付け」欄

口座確認書類などを貼付

返信用封筒に入れ、郵便で返送

- 原則、手続きは不要です。
- 「支給のお知らせ」に記載している「支給口座」、「支給日」に給付金を振り込みます。
- 同封している案内文書をご確認いただき、「支給口座」の変更を希望するなどの場合は、  
**令和6年8月19日(月)までに**  
市給付金専用コールセンターにご連絡ください。

- 同封している記入例をよくお読みになり、「確認書」に記入、書類を貼付けてください。
- 同封している返信用封筒に「確認書」を入れ、  
**お早めに郵便で返送**してください。  
**提出期限 令和6年10月31日(木)当日消印有効**
- 市が「確認書」を受理した日から約4週間後を目安に給付金を振り込みます。

▶ 裏面もご確認ください >>>

## お知らせ 以下に該当する場合は、こども加算の対象となる可能性があります

### ● 物価高騰対応重点支援給付金「こども加算」について

- ・『物価高騰対応重点支援給付金』(10万円/1世帯)の支給対象に該当する世帯で、18歳以下（平成18年4月2日以降生まれ～令和6年10月31日生まれ）の児童がいる場合は、児童1人当たり5万円の「こども加算」の支給対象となる可能性があります。
- ・児童の生まれた日などにより、手続きの方法が異なります。  
下の表を確認いただき、左欄「児童の状況」に該当する場合は、右欄「手続き」の記載内容のとおり、手続きを行ってください。

児童の状況	手続き
令和6年6月3日(基準日) 時点の世帯員に 対象となる18歳以下の児童 (平成18年4月2日生まれ以降) がいる場合	該当世帯には、別途、市からご案内を郵便でお送りしています。 ▶ 「支給のおしらせ」：原則、手続きは不要です。 ▶ 支給要件「確認書」：「確認書」の提出が必要です。 【確認書の提出期限 令和6年10月31日(木)(当日消印有効)] 
令和6年6月4日から 令和6年10月31日に 生まれた児童がいる場合	▶ 該当する場合は下記コールセンターへお問い合わせください。 ▶ 当該児童分のこども加算を受取るためには、 別途、申請書と関係書類の写し（コピー）を期限までに、 提出していただく必要があります。 【申請書類の提出期限 令和6年11月15日(金)(当日消印有効)】
通学等で寮に入っている 場合など、 同一の世帯ではないが、 生計が同一である18歳以下 (平成18年4月2日生まれ以降) の児童がいる場合	当該児童の世帯に、こども加算の支給対象となる 世帯主がいない場合に限り、支給対象となる場合があります。 ▶ 該当する場合は下記コールセンターへお問い合わせください。 ▶ 当該児童分のこども加算を受取るためには、 別途、申請書と関係書類の写し（コピー）を期限までに、 提出していただく必要があります。 【申請書類の提出期限 令和6年10月31日(木)(当日消印有効)】

### お問い合わせ

長岡市給付金専用コールセンター  0258-39-2347

受付時間 平日8:30～17:15(市役所窓口も同じ受付日・時間となります)

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに、都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があつた場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。